

離職して、家賃の支払いにお困りではありませんか？

「住居確保給付金のお知らせ」 常用就職を目指す方に家賃相当額を助成します



【支給額】 1ヶ月 単身世帯：30,000円 2人世帯：36,000円
3～5人世帯：39,000円

【支給期間】 原則3ヶ月を限度として住居確保の支援給付をします

【支給方法】 貸主等へ直接振込（代理納付）

支給中の義務

- ① ハローワークへの求職申込と、毎月2回以上職業相談を受けること
- ② 自立相談支援機関の相談支援員または就労支援員による、月4回以上の面接等支援を受けること
- ③ 求人先へ原則週1回以上の応募又は面接を受けること

支給対象者

支援対象になる方は、以下のすべての要件に該当する方。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのあるものであること
- ② 申請日において離職等の日から2年以内であること
- ③ 公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ④ 原則として収入のない方。申請者及び生計を一にする同居の親族の収入が次の金額以下であること
 - 単身世帯 108,000円 ●2人世帯 151,000円
 - 3人世帯 179,000円 ●4人世帯 214,000円
 - 5人世帯 248,000円
- ⑤ 生計を一とする同居の親族の預金額の合計が、次の金額以下であること
 - 単身世帯 468,000円以下 ●2人世帯 690,000円以下
 - 3人世帯 840,000円以下 ●4人世帯 100万円以下
- ⑥ 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付、自治体が行う類似の貸付又は給付を受けていないこと
 - ・職業安定資金 ・訓練／生活支援給付
 - ・就職活動困難者支援事業等

申請に必要なとなるもの

- ・住居確保給付金支給申請書
- ・申請時確認書
- ・自立相談支援事業 相談受付・申込書
- ・本人確認書（運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード等）
※顔写真がないものは2種類以上
- ・離職関係書類（離職票、退職証明書、雇用保険受給資格者証等）
- ・収入関係書類（給与明細、口座振込みが確認できる通帳）
※最終給与から3ヶ月前のものまで
- ・金融資産関係書類
（申請者及び申請者と生計を同一する同居の親族の方の申請日の金融機関の通帳の写し）
- ・住居関係書類（住宅契約書）

申込・問い合わせ

甲斐市社会福祉協議会 本所

地域サポート係

住所：甲斐市島上条 3163

連絡先：055-277-1122

まずはお気軽に
ご相談下さい。



2020/5/14 現在